

平成20年度 町政執行方針

豊かなふるさと、みんなの力で
「住民参加」と「協働」のまちづくり



豊かなふるさと みんなの力で
「住民参加」と「協働」のまちづくり

清里町長 橋場 博
ここに、平成20年度の町政執行に
対する私の所信を申し上げ、町民皆
さんのご理解とご協力をいただき
たいと存じます。

はじめに

さて、私は昨年実施された統一地
方選挙におきまして、町民皆さんの
心温まるご支援をいただき、引き続
き4期目の町政を担わせていただ
くこととなりました。

この一年間、

を町政の基本方針とし、安心安全な
まちづくり」と、「住んでいる人々が
誇れるまちづくり」にむけ努力して
きたところであります。

平成19年度を振り返ってみますと、
農業におきましては、農政の大改革
といわれる新しい制度、経営所得安
定化対策への移行や、WTO、E
PA交渉などの国際的な貿易枠組み
への動きなど心配な面がありました
が、収量的には農業者ならびに関係
者のご努力によりまして、良好な状
況で終えることができました。

また、商工業関係では、全国的には景気回復基調といわれるなか、低迷する北海道経済の影響もあり厳しい環境のなかで経過した一年となりました。

特に林産業関係では、昨年8月末に全焼した合板工場では、現在、再建工事が急ピッチですすめられているとお聞きしており、一日も早い操業の全面再開を願っております。

町の平成19年度事業につきましては、計画しております各種事業を全て予定どおり進めることができました。

特に、着工から約30年を要した国営畑総事業が完了したところであり、関係者の皆様のご支援ご協力に感謝申し上げますとともに、この事業の効果が今後の農業振興に大きな役割を果たすよう期待するところであります。



全ての町民が「参加と協働のまちづくりの担い手」として

一 うしたなか、町民の皆さんとともに進めております「花と緑と交流のまちづくり事業」が政府主催の「第1回みどりの式典」におきまして最高賞である内閣総理大臣賞を受賞いたしました。

また、農林水産省が主催する「農林水産祭」農産の部で、神威西の三上博由さんが小麦生産技術で内閣総理大臣賞を受賞されております。

加えて昨年10月には、総務省主催による北海道地区の「総務大臣くるまざ対話」が清里町で開催され、翌11月の「地方自治法施行60周年式典」におきましては、地方自治施策や住民と行政の協働の取り組みが評価され、道内受賞団体4自治体の一つとして総務大臣表彰を受賞いたしました。

これらは、住民団体や町民の皆さんの長年にわたったの活動や研究努力が認められたものであり、大変名誉なことであるとともに、さらに新しいまちづくりの活力として、その輪が大きく拡がり持続されることを願っております。

さて、地方自治体の行財政を取りまく現在の状況ではありますが、市町村合併につきましては平成11年3月に全国に3千232あった市町村の数が本年7月末には千788になろうとして

います。

さらに、国の地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」が昨年11月に示されるとともに、第29次の地方制度調査会も発足したことから、今後、基礎自治体のあり方や国と地方の役割分担について、第2次分権改革に向けての論議がさらに本格化することが予想されます。

また、地方財政健全化法制定にもなう財政健全化と再生に関する4つの新たな基準が昨年末に示されました。

この基準につきましては、平成20年度決算から法的に適用となりますが、清里町におきましてはいずれの基準も下回る状況にあり特に心配はありませんが、今後は国からのより一層厳しい財政規律が全自治体に求められることが予想されております。

人 口減少をともなつた超少子高齢化社会に入ったといわれている今日、これを支える国の年金制度や医療福祉への信頼が大きく揺らぐ一方、基礎自治体である市町村が担う役割と財政負担が急速に増して

あります。



こうしたなか、今年4月から75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が、都道府県を単位として新たに開始されるとともに、医療費抑制と予防を目的とした40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査と保健指導が、医療保険者に義務づけられたところであります。

こうした新たな地方分権や制度改革の変化のなかで、真に「住んでいてよかった、暮らしてよかった」と感じることをできるまちづくりを実現するには、全ての町民が「参加と協働のまちづくりの担い手」として、自らの創意と努力により、活力ある地域社会の実現に主体的に役割を担うことが必要とされます。

また、今年度は「清里町自立計画」の最終年度となりますが、私は「住民参加と協働のまちづくり」の先頭

に立ち、自立のまちづくりの推進に全力を傾注する決意であります。

安定した財政運営と各種の計画・事業の着実な推進へ

わ

て、国の平成20年度予算編成の基本方針におきましては、「歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き最大限の削減を行うとともに、希望と安心の国の実現のため予算の重点化・効率化を行う」としております。

そのため、従来の歳出改革路線を堅持・強化するとともに、公共事業費の削減、義務的経費の抑制、行政のスリム化・効率化、総人件費の抑制、特別会計改革、資産債務改革等に取り組みしてまいります。

地方財政の安定的な運営に必要な地方交付税につきましては、国税収入の伸びの鈍化による影響を穴埋めするため、特別会計借入金償還を繰り延べするとともに臨時財政対策債の発行での補填措置を行い、総額では平成15年度以来の増となっております。

また、「地方と都市の共生」の考えのもと、地方税の偏在是正により生じる財源を活用し、地域再生対策費の特別枠が設けられることになりました。

なお、投資的経費のうち地方単独

事業につきましては、前年度比3%の削減が引き続き行われることとなっております。

平成20年度の町政執行にあたっては、こうした地方財政政策の新たな変化や第2期行財政改革に的確に対応し、安定した財政運営を堅持するとともに、清里町のまちづくりの基本指針であります「第4次清里町総合計画」と「清里町自立計画」を基本に、「住民参加と協働のまちづくり」を着実に推進してまいります。

それでは、私の公約とさせていだいて5つの目標に沿い、平成20年度の重点施策についてご説明申し上げます。

まず、第1は活力ある産業の振興です。

業につきましては、担い手育成と所得補償を柱に平成19年度より導入された「品目横断的経営安定対策」が、一年を待たずして様々な問題点が指摘され、「水田・畑作経営所得安定対策」と制度の名称を変えるとともに、面積要件の見直しや認定農業者の弾力化、小麦・てん菜産地振興対策の追加などの制度変更が行われております。

また、WTO農業交渉や日豪EPA交渉に加え、地球温暖化対策や原油価格の値上がりから派生した世界



的な穀物市場の高騰や食料供給状況の変化、さらには食の安全に対する信頼への揺らぎなど、農業を取りまく国内外の動向は激しく変動しております。

こうしたなか、懸案事項でありましたJA清里町の穀類乾燥調製施設が国の直接採択事業により増設工事が完成いたしましたので、今後の麦類の生産性の向上と振興に大きな効果が期待されるところであります。

基盤整備事業につきましては、昨年度に着手しました道営畑地帯総合整備事業による土地改良事業に加え、国に要望してありましたウエンベツ川改修事業が国営造成土地改良施設整備事業として新規採択されましたので、今年度より5カ年計画で事業を実施してまいります。

また、昨年完了いたしました国営畑総事業の負担金につきましては、受益者負担分は平成19年度において全額繰上償還をいたしますが、行政負担分につきましては平成20年度をもって繰上償還により完済してまいります。

なお、町営牧場につきましては、入牧頭数の減少により関係団体との協議の結果、今年度より江南町営牧場に集約してまいります。今後とも農業経営の安定化と自立のため、農業基盤の計画的な整備や農業振興に向けた各種施策を、関係機関・団体と連携し推進してまいります。

次

に林産業の振興であります。昨年、合板工場の火災による再建につきましては、町民皆様のご理解をいただき、いち早く緊急支援対策を講じてきたところでありますが、今年度につきましても安定的な雇用の確保や流通対策について支援を継続してまいります。



商業振興につきましては、低迷する北海道経済や消費行動の変化による需要の落ち込みを反映し、一段と厳しい環境が続いております。

こうしたなか昨年度、購買の町外流出防止とサービスの向上による地域商業の振興策として、商工会のポイントカードシステム導入事業に対して助成を行ったところであります。いよいよ今年度から本格的な事業運営が開始されますが、多くの町民の皆さんの利用による事業効果を期待いたしております。

また、近年、地域資源を活用した特産品やコミュニティビジネスの創出に向け、商工会・観光協会が中心となり積極的な研究・開発が進められておりますが、事業化と地域振興に結びついたかたちで展開されるよ



う、関係機関と連携しながら継続的な支援を行ってまいります。

次

に観光振興であります。清里町は恵まれた自然や農村景観、さらには特色ある温泉施設、焼酎工場や斜里岳山小屋、オートキャンプ場、パークゴルフ場などが計画的に整備されております。

そうしたなか、パスタランドさつづる」が昨年、北海道で101番目の「道の駅」として指定を受けましたので、新たな地域振興の拠点としての活用をはかるとともに、施設の改修や機能の強化について具体的な検討をすすめてまいります。

なお、現在まで仮オープンしてきた江南パークゴルフ場につきましては整備が完了いたしましたので、本格的な営業を開始してまいります。

「花

と緑と交流のまちづくり事業」が町民参加により着実な広がりを見せておりますが、今年度、全道各地で開催される花と緑につつまれた庭園の島づくりに向けた道民運動「ガーデンアイランド北海道2008」のオホーツク地域の中心会場が清里町となります。

これら多様で特色ある清里町の地域資源を積極的に活用し、体験・滞在型の観光による交流人口の拡大や新たな清里町の魅力発信を関係団体と連携し推進してまいります。

焼

酎事業につきましては、一時の焼酎ブームが去るとともに

観光入り込み客の大幅な減少などが影響し、売り上げが大きく低下しております。

今年度につきましては、新たな販売戦略を構築するとともに商品の絞り込み等を行い経営の安定化に努めてまいります。



第2は、「子どもやおとしより等が元気に暮らせるまちづくり」です。

保

健事業につきましては、これまで「老人保健法」にもとづき疾病の早期発見・早期治療を目的に市町村が住民健診を実施してきましたが、本年4月からは「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの方に「特定健康診査と保健指導」を行うことが医療保険者の義務となりました。

「病気を見つげるための健診」から「病気を予防するための健診」に大き

医

いよいよ本年4月より「老人保健制度」にかわり、75歳以上のすべての方を対象とした「後期高齢者医療制度」が開始されます。町においても新たに特別会計を設けるとともに広域連合と密に連携し、円滑な制度の運用に努めてまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、後期高齢者医療制度の創設により新たな制度負担が求められるとともに、ここ数年の医療給付費の増加により見直しが必要となりましたので、今回、国民健康保険税条例の全面改正を行い、低所得者層に対する新たな軽減措置ならびに応能心益割をはじめとする料率と限度額等の改定を実施してまいります。

介

護保険制度につきましては、在宅ならびに施設サービスが順調に推移しておりますが、継続・安定したサービスを提供するために福祉医療従事者の確保が必要であり、人材確保に対する支援制度を新たに設けるなど、今後も医療や介護福祉施設との連携を密にし事業の推進を図ってまいります。

また、今年度、制度改正により在

宅介護支援センターが地域包括支援センターに完全移行いたしますので、支援体制の充実と地域支援事業の拡充などにより効果的な介護予防に努め、高齢者の方々の自立に向けた総合的な支援を推進してまいります。

重点事業であります「子育て支援対策」につきまして

子育て支援センターの設置や学童保育の実施、専門員の配置、第3子以降の満3歳児からの保育料免除と補助制度に加え、新たに母子保健事業の観点から妊婦健康診査の公費負担回数を2回から7回に拡大してまいります。

また、現行の乳幼児医療費助成制度を小学6年生まで拡充し、入・通院ともに自己負担分の全額助成を行い、さらに子育て世代の経済的負担



の軽減を図ってまいります。

保育所につきましては、少子化による入所園児の減少が懸念される一方、保育への需要が多様化していることから、子どもたちの適性に応じた保育内容と体制の充実をはかるとともに、季節保育所開設の支援を継続して行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法の施行により市町村が事業主体となり、障がいの種別に関係なく広くサービスが受けられるようになつておりますが、地域や施設において安心して生活することができるとともに、積極的な社会参加が行えるよう自立支援に向けた福祉サービスの提供を行ってまいります。

高齢者福祉

高齢者福祉につきましては、豊富な経験と知識をもつた皆さんが住みなれた地域で安心して暮らすとともに、健康を保持し生きがいづくりにつながる社会参加が多くの場面で確保できるよう、自治会や社会福祉協議会などと連携し推進してまいります。

また、高齢者の皆さんにあつても自ら積極的な健康保持を行っていくことがますます重要となつてまいりますので、今後モバークゴルフ場や温泉等の施設活用の促進や健康づくり講座、相談体制などの充実などに努めてまいります。

生活

活面の安全対策につきまして、は、町民の貴重な財産と生命



を守るため消防・救急業務の充実を図つてまいります。また、交通・防犯対策につきましても、関係機関や家庭・学校・地域等と連携し着実に各施策を推進してまいります。

なお、防災対策につきましては、自治会を中心とした自主防災活動の支援や住民参加型の防災訓練の実施、防災備品の整備を継続的に推進するとともに、市街地域の道路冠水被害を防止するための道路排水整備を実施してまいります。

第3は、「美しい景観、快適な生活環境の整備」であります。

本

年7月、北海道を舞台に世界の先進国首脳が集う「北海道洞爺湖サミット」が開催されます。

世界中から注目を浴びる今回のサミットは、二酸化炭素の排出削減を



はじめとした「地球温暖化対策」と「環境」が主要なテーマとなります。こうしたなか、清里町におきましては町民皆さんの長年にわたる弛まざる努力と取り組みにより、豊かな自然環境や快適な生活環境、美しい景観が保全・創出されております。すでに、平成17年には「環境基本条例」を制定し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造に向け事業を推進しているところですが、今年度より狭隘となりました一般廃棄物最終処分場の増設事業を、平成21年度までの2カ年事業として実施いたします。

また、ごみの減量化・リサイクル化をより一層推進するため、容器包装リサイクル法による、その他紙類の収集を実施してまいります。



清里町は、平成18年6月1日に北海道で2番目となる知事同意の景観法による「景観行政団体」となっていますが、昨年、公募委員を含めた町民20名からなる協議会での検討をいただき、町民意見提出手続き、さらには総合開発審議会ならびに議会での審議をへて、「清里町景観計画」を策定いたしております。

3月定例町議会におきまして、関係する「清里町景観条例」を提案させていただきますが、さらに町民参加と協働による永続的な景観の保全と創出に向けた施策を推進してまいります。

上 下水道事業につきましては、制度改正や施設建設後の期間経過により、新たな整備や機能強化が必要とされる時期が到来いたして

おります。

したがって、新年度中にその方向性の検討や必要な調査を実施するとともに、特別会計としての健全運営に引き続き努めてまいります。

生活と産業の基盤となります道路整備事業につきましては、大型車両の通行量の増加等により補修を要する箇所が生じておりますので、補助・交付金事業および町単独事業により道路8路線の改良・補修を実施してまいります。

また、橋梁の長寿命化と耐震対策に向け点検調査を行い、「橋梁長寿命化修繕計画」の策定を検討してまいります。

なお、清里市街地の道路整備事業につきましては、摩周湖斜里線の工事が引き続き実施されますが、向陽清里停車場線の早期着手について要請してまいります。

町 営住宅につきましては、「町営住宅ストック総合活用計画」



にもとづき整備を進めておりますが、新たに旧営林署跡地の団地建設に着手し、本年度は単身者向けの特公賃住宅1棟6戸を建設してまいります。

また、既存住宅につきましても、良好な住環境を維持するため、必要な修繕工事を計画的に進めてまいります。

第4は、「教育・文化・スポーツの振興」です。

大 きく変化する社会において、新しい時代を切り拓く「人づくり」を担う教育・文化・スポーツの振興は、今後のまちづくりの重要な課題であります。

学校教育におきましては、少子化の影響により児童数の急激な減少がみられますが、今後も基礎学力や生きる力を育み、地域社会を支える義務教育の重要性を鑑み、時代に対応した教育環境の整備と充実に努めてまいります。

また、清里高等学校につきましては、町民の皆さんのご理解とご支援をいただきながら、2年間維持対策として総合支援対策事業を行ってまいりましたが、平成20年度の入学希望者につきましては昨年度を大きく下回り、2年間維持が困難な状況となっております。

今後、北海道の道立高校配置計画等の推移をふまえ、適切に対応して



まいります。

また、社会教育につきましては、第6次清里町社会教育中期計画が5カ年計画の中間年を迎えることとなりますが、人づくり事業や子育て支援、健康づくり、文化・スポーツ活動の推進について適切な対応を行ってまいります。

第5は、「対話と交流・住民参加と協働のまちづくり」であります。

平 成16年度を初年度として5カ年計画で推進してまいりました「清里町自立計画」は今年、最終年度となります。

この間、住民参加と協働を基本に行財政改革やまちづくり重点事業に



取り組んでまいりましたが、町民の皆さんの深いご理解とご協力により着実に計画を推進することができました。

今年度は自立計画の総仕上げの年として、総合的な評価・点検を行うとともに、さらなる自立のまちづくりに向けた礎がしっかりと築かれるよう、行財政改革と重点事業の推進に努めてまいります。

なお、役場の組織機構につきましては、昨年12月の定例会において関係条例の議決をいただいているところでありますが、機構改革ならびに

グループ制の導入を本年4月に行い、より柔軟で機動的な組織体制を整備し、行政事務の効率的な推進と町民サービスの充実に努めてまいります。

また、自治会を主体とした自律的な地域活動を総合的に支援する「地域活動推進事業」につきましては、地域担当制度の積極的な運用や出前講座を通じた情報の提供・共有をはかるとともに、地域の活性化や協働事業などの新たな取り組みについて積極的な支援を行ってまいります。

なお、公共施設の運営管理につきましては、住民サービスの向上と管理の効率化、経費の削減等をはかるため、平成17年度から順次、指定管理者制度の導入を行ってまいりましたが、平成20年度につきましては「緑温泉」に制度を導入してまいります。また、引き続き新たな導入についての調整をすすめてまいります。

次に、平成20年度の予算編成の概要について申し上げます。

最終年度となる自立計画の着実な推進を基本に

歳入

入におきましては、昨年度、三位一体改革による地方への税源移譲が行われたところでありますが、厳しい経済環境に加え新たな農業所得補償政策による制度影響も



生じ、町税収入の減が見込まれます。

また、主たる一般財源となります地方交付税につきましては、「地方再生と自立」の観点から地方再生対策費が新たに創設されるなど、総額としては一定の確保がなされることとなっております。

また、町債ならびに基金繰入金につきましては、国営畑総事業負担金の繰上償還に要する過疎債と減債基金の所要額を計上するとともに、全体的な抑制を行ってまいります。

歳入におきましては、経常経費の節減や中長期の展望にたった健全財政の堅持、さらには自立計画にもとづく事務事業や補助金等の見直しと事業の重点化を行う

うなか、第4次清里町総合計画後期5カ年計画」と最終年度となる「清里町自立計画」の着実な推進を基本として編成いたしております。

なお、行政基幹システムの更新に

あたり、全般的な事務執行の効率化や経費の軽減をはかるため、予算歳出科目の見直しを行っております。

また、特別会計におきましては、医療保険制度の改正にともない新たに「後期高齢者医療特別会計」を法の規定により設けております。

なお、各特別会計ともに適切な歳入の確保をはかることとしておりますが、安定的な会計運営の観点から所要の一般会計繰出しを行ってまいります。

おわりに

現在、地方自治制度の主体となる基礎自治体の在り方について、さらなる見直し論議がすすめられております。

こうした大きく変革する時代にある今、私たちは自らの責任においてまちづくりの道筋を選択し、町民一人ひとりの幸せを第一とした「真の地方自治」をどの様に実現していくのか、本質的な住民自治の力が問われております。

私は今後も、参加と協働のまちづくり」を基本に、町民誰もが誇れる郷土清里町の実現に向け全力で取り組んでまいりますので、町民皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。町政執行方針といたします。